

答申第84号

(諮問第103号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年7月14日付けで行った公文書一部公開決定処分については、大分県弁護士会あてに再調査を促した者の名字等を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成26年6月30日付けで、実施機関に対して、「行政書士に対する行政処分・不処分の内容、処分の理由（H21年から現在まで）」を内容とする公文書公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、前記公文書公開請求に係る公文書として、下記の文書を特定した上で、条例第7条第1号及び第2号イに該当することを理由に一部公開決定を行い、平成26年7月14日付けで異議申立人に通知した。

(1) 行政書士に対する行政処分の内容、理由

ア 伺い

イ 懲戒処分書

ウ 行政書士に対する懲戒処分について（通知）（2件）

(2) 行政書士に対する不処分の内容、理由

ア 行政書士法第14条の3第1項の規定による懲戒請求に係る不処分決定について（伺い）

イ 不処分決定通知書

3 異議申立て

異議申立人は、前記一部公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成26年8月4日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

条例第7条第1号及び同条第2号イに該当するためとして非公開とした部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書一部公開決定通知書の「懲戒処分の理由（私事に係るもの）」は、個人に関する情報としているが、「大分県の情報公開制度と個人情報保護制度」においては、「職業、学歴、収入、健康状態などそれだけでは誰のものかわからない情報であっても、他の情報と突き合わせると誰のものかわかるものも個人情報になります。」とあることから検討してみると、「私事に係るもので行政書士たるにふさわしくない重大な非行」は、前記の「職業、学歴、収入、健康状態など」のいずれにも該当しないのであるから、条例第7条第1号に該当する「個人に関する情報」とは言えないのであり、実施機関は誤った解釈をした上で決定をしているものである。
- (2) 個人に関する情報は、その個人の属性に属するものやプライベートで知られたくないものとするのが通説であって、社会において活動した行為は、個人の属性でない上プライベートでもなくそのため保護される「個人に関する情報」に含まれないことから、やはり「私事に係るもので行政書士たるにふさわしくない重大な非行」は、通説からも条例第7条第1号に該当するとは言えないものである。
- (3) 条例第15条は、法令等との調整を定めており、他の法令等で、同一の方法にて公開された場合は条例を適用しないが、異なった方法で公開されたときは、両者は相互排斥的でなく、両者を併用して適用されるとする規定である。

本事案の場合は、条例第7条第1号の個人に関する情報と行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「行政書士法」という。）第14条の5の行政書士の懲戒処分の公告の両規定は、同時に併用されるのであるから別々に判断すれば良いのであって、実施機関が条例第7条第1号に該当するとして公開しないとしても、それにかかわらず行政書士法第14条の5により公告された事案は公開請求できるのである。よって、他の処分例のごとく、処分の内容を決めた「私事に係るもので行政書士たるにふさわしくない重大な非行」の具体的な行為を公開することを求める。

さらに、同じような行為を他の行政書士にも行わせないようにするための行政書士の懲戒処分の本来の趣旨、加えて、市民の知る権利の立場から、処分が適正であったかどうかを知るために必要とされる情報公開の透明性の確保の点からも、「私事に係るもので行政書士たるにふさわしくない重大な非行」の公開しなかった具体的な行為の情報公開を求める。

- (4) 懲戒請求者の氏名及び関係者の氏名は、上記(3)のごとく条例第15条の法令等の調整により、行政書士法第14条の5によって公告された事案であるから、処分の内容や理由と共に公開請求できるのであり、これにより氏名は個人に関する情報であっても、公告される事項として懲戒請求者の氏名及び関係者の氏名の公開を求める。
- (5) 関係者の氏名のうち大分県弁護士会非弁護士取締役委員会委員長の弁護士名は、弁護士法（昭和24年法律第205号。以下「弁護士法」という。）第8条で弁護士名簿に氏名、事務所を登録し、同法第19条で官報をもって公告しており、そして弁護士法は条例第7条第1号ただし書イ「法令若しくは他の条例」の法令にあたるのであるから、弁護士名は個人に関する情報であっても、同規定の法令の規定により公にされた情報に該当するのであるから、この規定からも弁護士名を情報公開により請求するものである。
- (6) 懲戒請求者の氏名は、裁判において、原告と被告氏名が公開されるのであるから、本事案の弁明手続においても、懲戒請求者の氏名及び被処分者の氏名は公開されるべきである。
- (7) 被処分者の氏名等を公開しない理由は、決定通知書において、条例第7条第2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとするが、これも誤った解釈をして決定している。
- (8) 条例第7条第2号イは、法人や個人事業者から提出された申請書や報告書等にある法人や個人事業者が内部管理する営業上の秘密、ノウハウ等で、同業者との対抗関係上、特に秘匿を要するような情報が記載されている場合において、それが公開されれば当該法人や個人事業者が不測の不利益を被ることを防ぎ、よって営業の自由や、公正な競争の確保を守るための規定である。
- (9) 「行政書士法第14条の3第1項の規定による懲戒請求に係る不処分決定について（伺い）」の公開請求に係る文書は、当該行政書士から提出された申請書や報告書等でなく、実施機関の作成した公文書である上、行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとは認められなかった調査内容が記載されているのであるから、当該行政書士の内部の営業上の秘密、ノウハウ等、同業者との対抗関係上特に秘匿を要するような情報が記載されていないこと、このことから、今事案の開示請求に係る文書は、条例第7条第2号イに該当する文書とは、到底言えないものである。よって、条例第7条第2号イを根拠としては、非公開とすることができないのであるから被処分者の氏名等の公開を求める。
- (10) 懲戒請求に係る行政書士の事務所の所在地と氏名等は、行政書士法第6条により日本行政書士連合会が義務付けられて作成する行政書士名簿に登録される情報であり、大分県行政書士会等のホームページにおいて行政書士の事務所の

所在地と氏名等は公表されている。

よって、条例第7条第1号ただし書イの法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の「法令」に行政書士法は当たるのであるから、懲戒請求に係る行政書士の事務所の所在地と氏名等は、法令の規定及び慣行により公にされた情報に該当するのであるから、この規定からも当該行政書士事務所の所在地及び氏名を情報公開により請求するものである。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

(1) 行政書士の懲戒処分制度の概要について

実施機関は、行政書士に行政書士法若しくはこれに基づく命令、規則その他実施機関の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、対象行政書士に対し懲戒処分をすることができる（行政書士法第14条）。

また、行政書士に行政書士法第14条に該当する事実があると思料する者は、同法第14条の3第1項に基づき、実施機関に対し当該事実を通知し、適切な措置をとることを請求すること（以下「懲戒請求」という。）ができる。

一般的には、実施機関は懲戒請求を受けて必要な調査を行い（同条第2項）、当該事実があったと認められる場合は、対象行政書士に対し懲戒処分を行う。

なお、当該懲戒処分には、戒告、2年以内の業務の停止及び業務の禁止の処分内容があり（行政書士法第14条）、実施機関は処分後遅滞なく公報により対象行政書士の氏名などを公告しなければならない（同法第14条の5）。

(2) 本件対象公文書について

ア 処分の伺い及び懲戒処分書

伺いは、実施機関の職員が行った調査の結果をまとめ、懲戒処分を行う決裁を受けるために作成した文書である。

また、懲戒処分書は、実施機関が対象行政書士に懲戒処分を行う場合、同機関が作成した「行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき、その処分の内容、根拠となる法令の条項及び処分の理由を通知する文書である（要領第10条）。

イ 行政書士に対する懲戒処分について（通知）（2件）

実施機関は、対象行政書士に対して懲戒処分を行った旨を懲戒請求者及び当該対象行政書士が会員である行政書士会に通知した文書である。

ウ 不処分の伺い及び不処分決定通知書

伺いは、上記アと同じく、実施機関の職員が行った調査の結果をまとめ、不処分決定の決裁を受けるために作成した文書である。

また、不処分決定通知書は、調査の結果実施機関が、処分事由となる事実の存在が認められなかったとして、対象行政書士に対する処分を行わないと決定したことを懲戒請求者に通知した文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 本件対象公文書の条例第7条第1号該当性について

処分の伺い及び懲戒処分書に記載されている懲戒処分の理由は、行政書士業務に係るものではなく私事に係るものであり、被懲戒処分者の氏名は大分県報で公告され、特定の個人と識別できることから、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当する。

また、行政書士に対する懲戒処分について（通知）、不処分決定の伺い及び不処分決定通知書に記載されている懲戒請求者の氏名並びに不処分決定の伺いに記載されている関係者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に基づく非公開情報に該当する。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第2号イ該当性について

本件対象公文書に当たる不処分の伺いに記載された被懲戒請求者の氏名等は、懲戒請求された事実は行政書士の信用に大きく影響する重大な情報であり、当該事実を公にすることで、懲戒処分がなかったとしても、行政書士の信用低下や業務への支障などを招き、当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号イに基づく非公開情報に該当する。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件対象公文書に係る一部公開決定の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が対象行政書士の懲戒処分を行う決裁を受けるために作成した伺い、懲戒処分書及び懲戒請求者等にあてた通知書並びに懲戒処分の不処分決定の決裁を受けるために作成した伺い及び懲戒請求者あての不処分決定通知書である。

実施機関は、処分の理由の一部及び懲戒請求者の氏名並びに大分県弁護士会非弁護士取締役委員会（以下「取締役委員会」という。）委員長の氏名及び大分県弁護士会（以下「弁護士会」という。）あてに再調査を促した者の名字等を条例第7

条第1号に該当するとして、また、被懲戒請求者の事務所の所在地及び氏名を同条第2号イに該当するとして、それぞれ非公開としている。

2 条例第7条第1号該当性について

- (1) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものは、原則として非公開としている。ただし、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、例外的に公開としている（同号ただし書イ）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。また、「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否することが定められている場合は、これに該当しない。さらに、「慣行として」とは、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることをいう。また、「公にされ」ているとは、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていることをいう。

- (2) 伺い及び懲戒処分書に記載された処分の理由について

伺い及び懲戒処分書には、行政書士である被処分者の氏名や非行に関する処分の内容等が記載されており、条例第7条第1号本文に規定する当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そのうち被処分者の氏名、事務所の所在地、登録番号、処分の内容等については、既に大分県報で公告されていることから、条例第7条第1号ただし書イに該当し、例外的に公開されている。

異議申立人は、行政書士法により処分の理由（私事に係るもの）は公にされている情報になるのであるから、個人に関する情報から除かれ公開されるべきである旨主張するが、処分内容が戒告の場合、処分の理由は、実施機関において公表されておらず、日本行政書士会連合会に対しても処分内容等は通知されていない。

したがって、処分の内容が戒告の場合、処分の理由が何人でも知り得る状態に置かれているとは言えないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

よって、処分の理由は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書イに該当しないことから、これを非公開としたことは妥当である。

- (3) 懲戒請求者の氏名、取締委員会委員長の氏名及び弁護士会あてに再調査を促

した者の名字等について

異議申立人は、懲戒請求者の氏名、取締役委員会委員長の氏名及び弁護士会あてに再調査を促した者の名字等は、行政書士法第14条の5によって公告された事案であるから、公告される事項として前記の氏名の公開を求める旨主張する。

確かに当該処分事案は、行政書士法第14条の5の規定によって公告された事案であるが、前記の氏名等は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第7条第1号ただし書イ）とは言えない。

さらに、異議申立人は、前記の氏名等のうち取締役委員会委員長の氏名は、私人としてではなく弁護士会の活動として行う場合は、弁護士会会長の氏名と同じく公開されるべきであると主張する。

審査会において、弁護士会の公式ホームページを見分したところ、取締役委員会の設置については公開されているものの、取締役委員会委員長の氏名については公開されておらず、一般人が通常入手し得る情報とまでは言えないことから、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。

しかしながら、弁護士会あてに再調査を促した者は、審査会において確認したところ、県行政の事務執行に関する法律相談業務を嘱託された県の非常勤職員であり、その立場で弁護士会あてに再調査を促したものと認められる。よって、弁護士会あてに再調査を促した者の名字等は、条例第7条第1号ただし書ハに規定する、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名、に該当することから、同号本文に規定する個人情報であっても、非公開情報から除外される。

なお、審査会では、当該情報の条例第7条第5号の該当性、すなわち、公開することにより、県の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについても検討を行った。

本件では、弁護士会あてに再調査を促したことについては、既に公開されており、その記述も再調査の具体的な内容ではなく、単にその事実が記載されていることのみであることから、当該非常勤職員の名字等を公開しても県行政の事務執行に関する法律相談業務に支障が生じるとは考えられず、県の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは言えない。

したがって、懲戒請求者の氏名及び取締役委員会委員長の氏名は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書イに該当しないことから、これを非公開としたことは妥当であるが、弁護士会あてに再調査を促した者の名字等は、同号ただし書ハに該当し、条例第7条第5号には該当しないことから公開すべきである。

3 条例第7条第2号イ該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、非公開としている。
- (2) 不処分となった行政書士（被懲戒請求者）の氏名及び事務所の所在地について

異議申立人は、不処分となった行政書士（被懲戒請求者）の氏名及び事務所の所在地については、公開されることにより当該行政書士の信用回復や行政書士業務への支障の解消などになり、その結果、当該個人の権利や利益等が守られることになると主張するが、懲戒請求の対象となった行政書士が不処分であったとしても、当該行政書士の氏名等を公開すると、当該行政書士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、ひいては当該行政書士の事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不処分となった行政書士の氏名及び事務所の所在地は、条例第7条第2号イに該当し、これを非公開としたことは妥当である。

4 条例第15条について

異議申立人は、本条について、第3の2(3)及び(4)のとおり主張するが、本条は、他の法令等の規定により公開されている公文書については、この条例により重ねて公開を認める必要がないことから規定したものである。

この条例の対象となる公文書について、実施機関が所管する他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による公開を認めている場合、当該他の法令等が定める方法と同一の方法による公開については、この条例に基づく公開の方法は行わないこととする趣旨であるので、異議申立人の主張は認められない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、前記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、弁護士会あてに再調査を促した者の名字等は公開すべきと判断するが、その余の部分为非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年9月5日	諮 問
平成27年5月27日	事案審議（平成27年度第2回審査会）
平成27年6月24日	事案審議（平成27年度第3回審査会）
平成27年7月29日	事案審議（平成27年度第4回審査会）
平成27年8月26日	答申決定（平成27年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長兼 編集委員長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	